

# 民泊とキャッシュレスを両輪とする 観光立国推進にむけて

## 提案書

〇〇カード株式会社

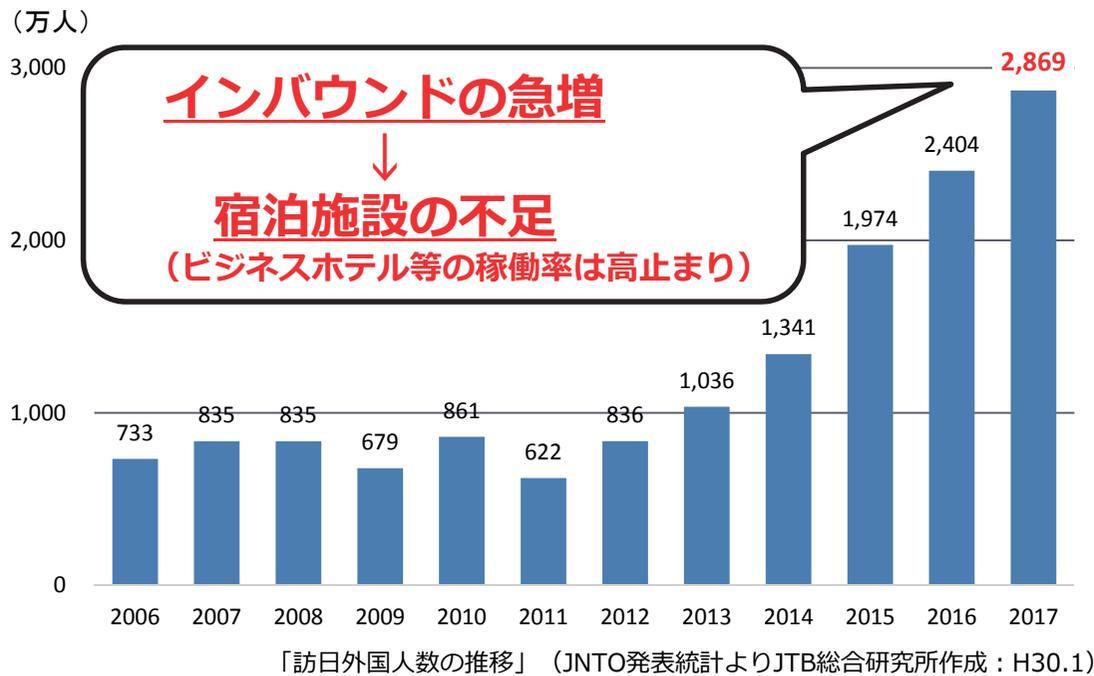
## 民泊新法を契機に発生する経済効果を極大化するためのキャッシュレス決済環境の実現

- ◆ 政府は、観光は地方創生の切り札として観光を掲げ、国内外の観光客を全国各地に分散・拡大する方針。
- ◆ 2018年施行の住宅宿泊事業法（民泊新法）を契機とした地域への観光客の増加と経済効果の高まりを予想し、キャッシュレス決済環境整備によってその消費を取り込むモデルを設定のうえ、静岡県浜松市でのヒアリング・アンケートを通じてモデルの実現可能性を検証。
- ◆ 検証結果からは、以下の3つのインプリケーションが得られた。
  - ① 民泊の拡大による新たな消費需要の拡大は、これまでインバウンドの恩恵に浴する機会がなかった地域での経済活性化に結び付く可能性が大きいこと
  - ② 加えて、民泊で誘発された新たな来訪者は訪日外国人、都会在住者や若年層等、キャッシュレス決済に親和性の高い層であり、新規に創出される消費の取込を極大化させるためにはキャッシュレス環境の整備が不可欠であること
  - ③ ちなみに、クレジットカード決済による購買単価は、現金決済に比べて、全業種平均で1.7倍と高く、キャッシュレス決済導入は当該コスト発生等を勘案しても、地域経済活性化に向けて検討すべき最重要課題のひとつであると考えられること
- ◆ こうした検証結果をもとに、以下の4つの施策を提言したい。
  - ①民泊による地域おこしの実現に向けた広範な小売・サービス事業者をターゲットとしたキャッシュレス推進施策の立案
  - ②キャッシュレス推進に関するコンテンツを組み入れた民泊を契機とした地域活性化セミナーの開催
  - ③インバウンド来訪客に対して滞在地域のキャッシュレス環境をアピールするなどした「プラス1泊」推進
  - ④民泊代金のクレジットカード決済拡大等を展望した民泊・キャッシュレス推進を実現する企業・業界との協業

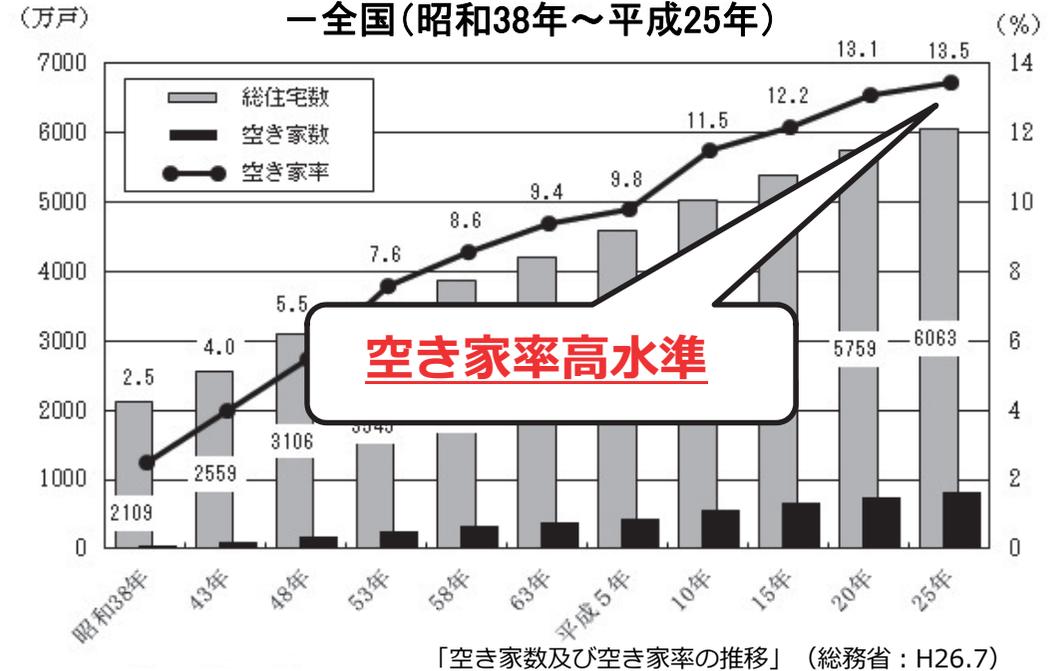
# 1. 民泊新法制定の背景

- 民泊新法は、インバウンドの宿泊施設不足が契機となって法制化
- 地域においても長期滞在型観光が拡大する契機となる可能性

## 訪日外国人総数



## 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移 —全国(昭和38年～平成25年)



民家（空き家）への宿泊を法制化 **〔民泊新法（住宅宿泊事業法）〕** 2018.6施行

**宿泊コストのボトルネック解消により、長期滞在型観光が拡大する可能性**

## 2. 民泊新法（住宅宿泊事業法）について

- 人の居住の用に供されると認められる「住宅」を年間180日を超えない範囲で貸出可
- 住宅宿泊事業者は都道府県知事への届出制で、適正な事業遂行を義務付け

### 住宅宿泊事業法の概要



#### 背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

#### 概要

##### 1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要  
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京23区）が監督（届出の受理を含む）・条例制定措置を処理できる

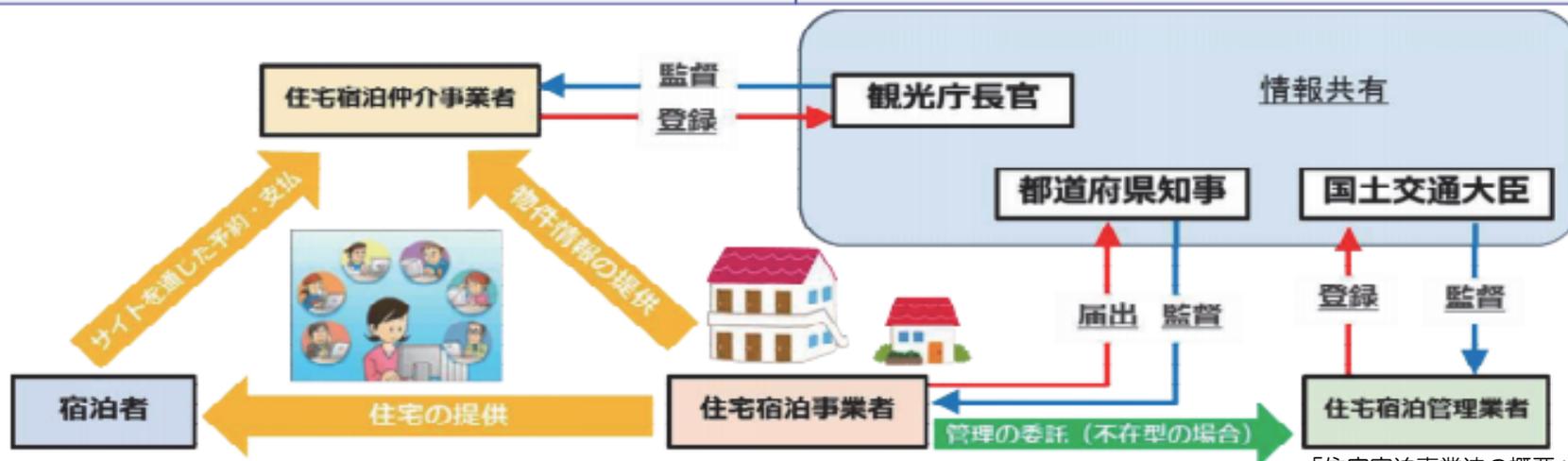
##### 2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

##### 3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

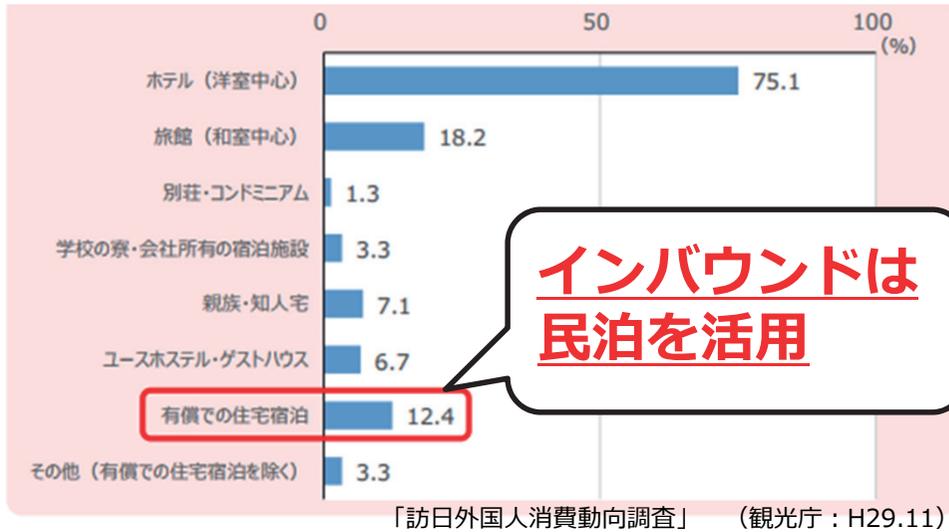


# 3. 民泊新法による来訪客の変化 (1) インバウンド

- インバウンドは民泊を利用した長期滞在型観光に関心あり
- インバウンドの往訪先は都市部から地域に拡大する見込み

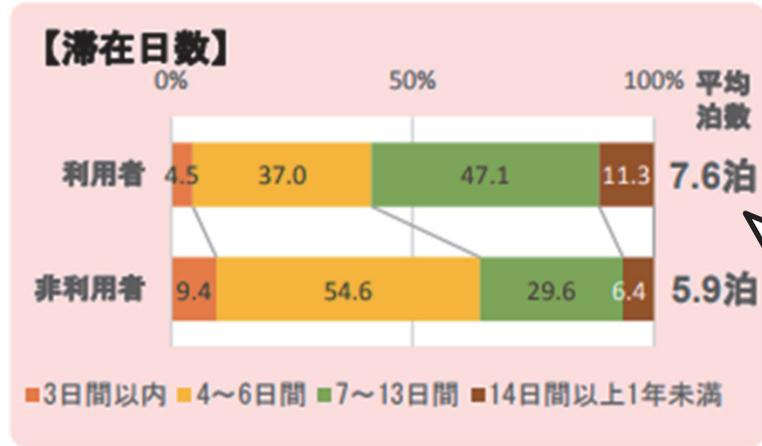
## <インバウンド> 長期滞在型観光への関心

日本滞在中の宿泊施設利用率(平成29年7-9月期、複数回答)



**インバウンドは民泊を活用**

## <インバウンド> 訪日滞在日数 (民泊利用者と非利用者)



**インバウンドは民泊で長期滞在**

## <インバウンド> 三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



**インバウンドの往訪は地方部の伸びが顕著**

### 3. 民泊新法による来訪客の変化 (2) 国内観光客

- 国内若年層は長期滞在型観光に高い関心
- 国内観光客は平均5.7泊の長期の民泊利用により地域の過ごし方も変化

#### 若年層は長期滞在型観光に高い関心

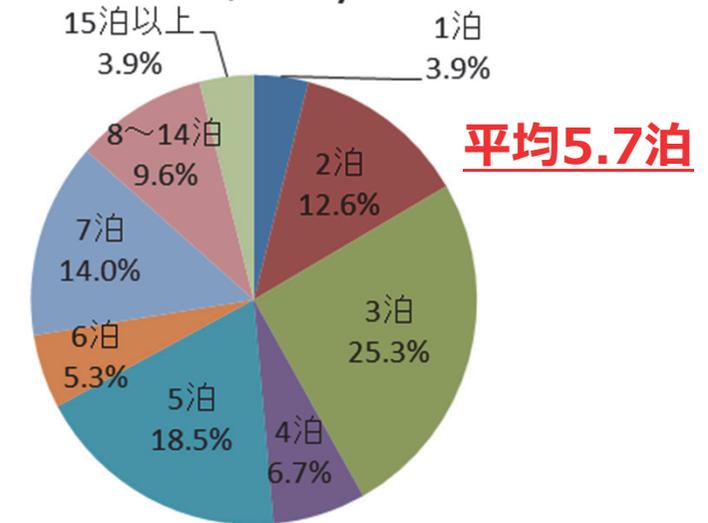
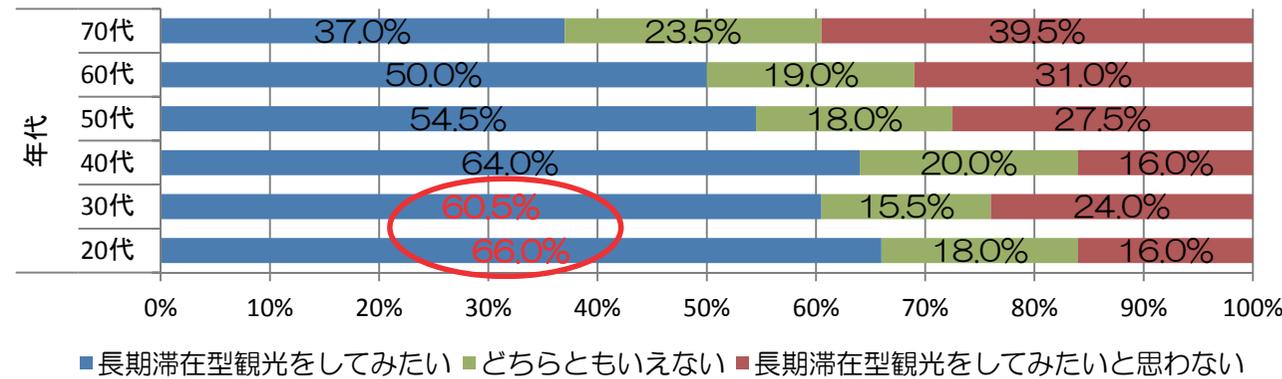
#### 国内観光客も民泊で長期滞在

<国内観光客> 長期滞在型観光への関心 (年代別比較)

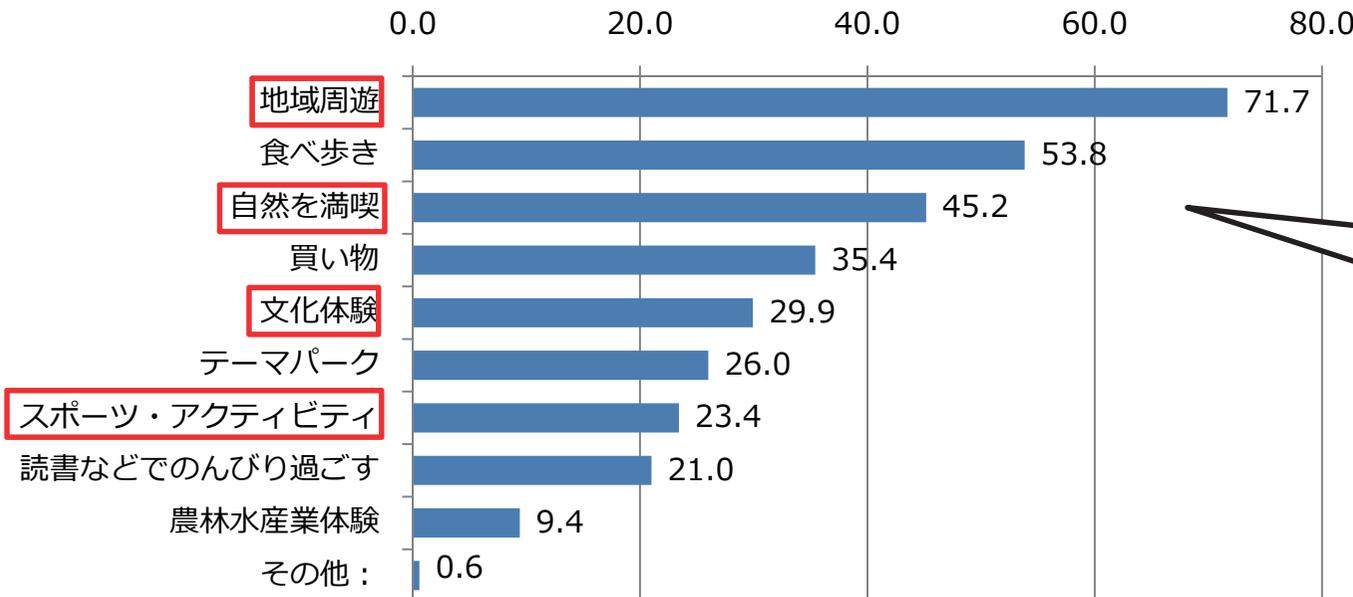
<国内観光客> 民泊での宿泊予想日数

適当と考える空家等での宿泊日数

(n=356)



<国内観光客> 長期滞在型観光でしてみたい事

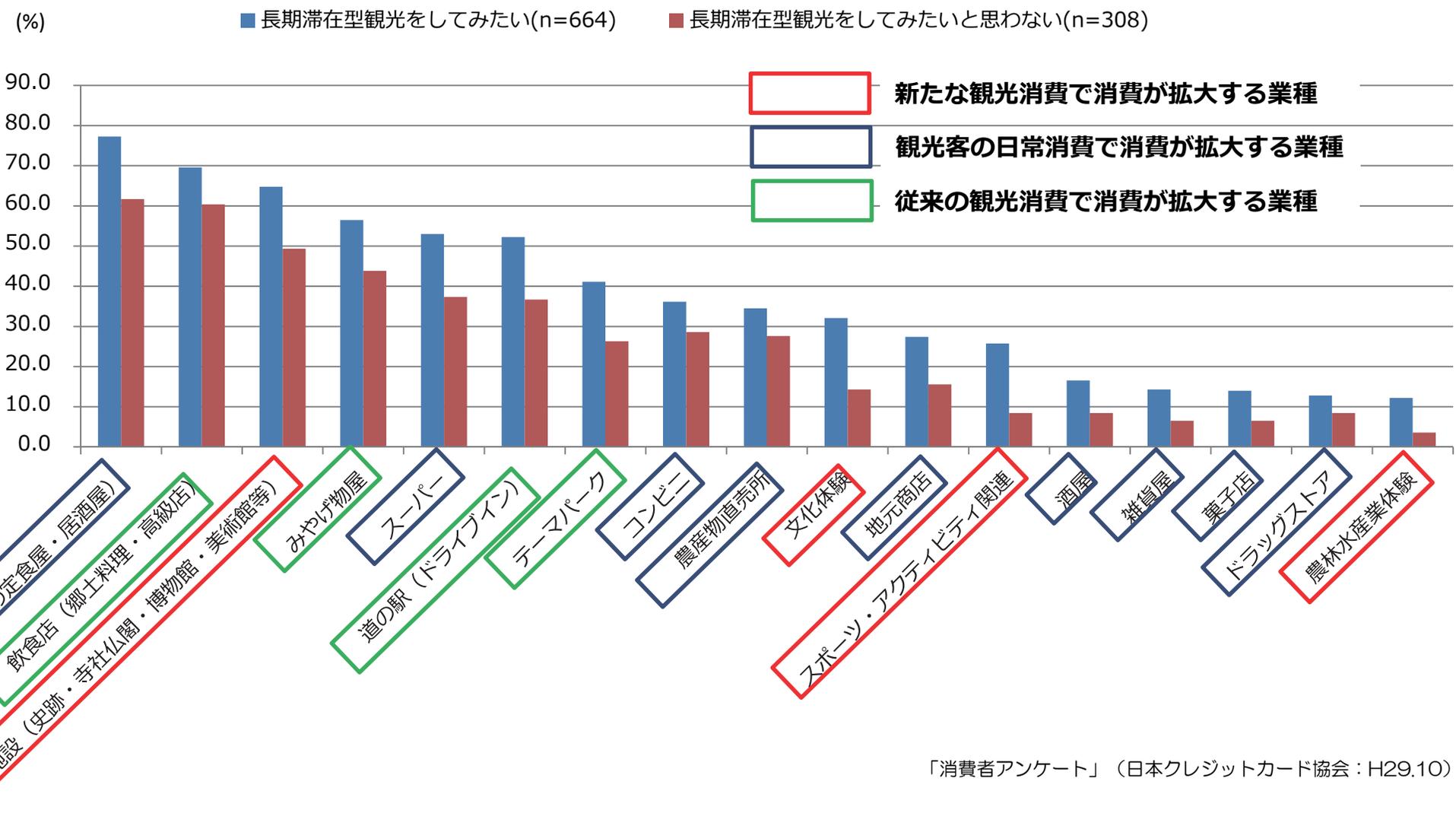


長期滞在型観光で  
地域での過ごし方も変化

# 4. 民泊新法による地域の消費の変化（観光客の消費の変化・拡大）

- 従来の観光消費の拡大に加え、滞在長期化による新たな観光消費が発生、日常消費も拡大
- 長期滞在型観光に関心がある消費者は高い消費意欲

<国内観光客> 同じ地域に長期滞在する場合の消費場所イメージ（複数回答可）

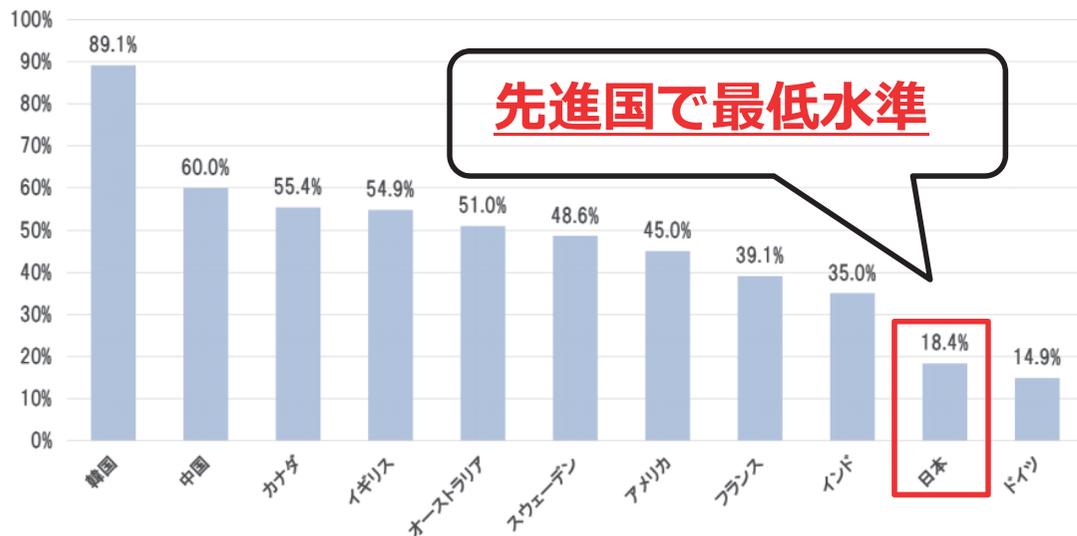


「消費者アンケート」（日本クレジットカード協会：H29.10）

# 5. 地域におけるキャッシュレス決済ニーズの高まり

- 民泊を契機に新たに訪れることが見込まれる来訪者（インバウンド・若年層など）は、日常生活においてキャッシュレス決済に慣れ親しんでいる層

キャッシュレス決済比率（2015年）



クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会資料（経産省：H29.11）

＜国内観光客＞日常生活でのキャッシュレス利用割合



「消費者アンケート」（日本クレジットカード協会：H29.10）

**インバウンド観光客は  
キャッシュレス決済に高いニーズ**

**国内若年層（長期滞在型観光への関心が高い）は  
日常において高いキャッシュレス利用率**

**地域におけるキャッシュレス決済ニーズの高まり  
（キャッシュレス環境整備の必要性の拡大）**

# 6. キャッシュレス環境整備による消費取込の極大化

- キャッシュレス環境整備は購買単価を高め、消費取込の極大化に寄与
- アクセプタンスマーク表示で消費の取り逃がし防止

(2017年度日本クレジットカード協会調査)

## クレジットカード決済と現金決済の単価比率

家計簿アプリ利用者のデータからクレジットカード決済と現金決済の購入単価の平均値を調査したもの  
(単価比率=クレジットカード決済単価/現金決済単価)

業種名		単価比率
全体 (@1,000円以上)		1.71
小売店	スーパーマーケット	1.58
	コンビニ	1.55
	ドラッグストア	1.85
	衣料品専門店	2.30
	雑貨・文具	2.54
交通関連	新幹線・特急列車	1.71
	高速バス	1.22
	タクシー	2.06
飲食店	@3,000円以上	1.39
	@1,000円~3,000円未満	1.11
	@1,000円未満	1.14
ホテル・旅館・宿泊施設		1.28

(協力：株式会社マクロミル)

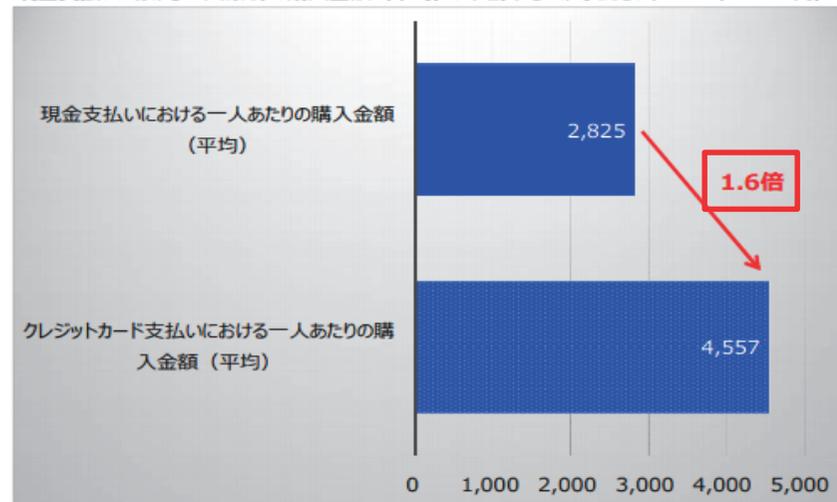
※「全体」は、調査結果に歪みを与える影響が大きい、現金のみ利用店を除外する観点から、便宜上、単価1,000円未満の消費件別を除外して算出

【参考】2015年度日本クレジットカード協会調査より

## クレジットカード・現金支払いの一人あたりの購入金額(平均)

クレジットカード支払による購入金額は、現金支払の購入金額の「1.6倍」となっている。

クレジットカード支払いにおける一人あたりの購入金額(平均)にチェックをつけてください。  
現金支払いにおける一人あたりの購入金額(平均)にチェックをつけてください。(N=44・円)

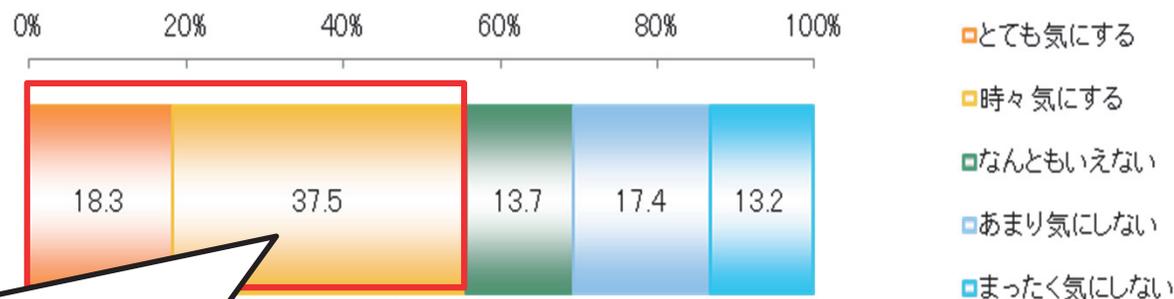


「浅草・仲見世商店街におけるクレジットカード利用動向」調査  
(日本クレジットカード協会H28.1)

**クレジットカードによる  
購買単価は  
現金による  
購買単価の  
1.7倍**

<国内観光客>

## 消費する際にカード受入可能表示の有無を気にかける割合



**アクセプタンスマークの表示は効果的**

「消費者アンケート」(日本クレジットカード協会H29.10)

# 7. 民泊拡大を契機とするキャッシュレス推進モデル

- 民泊拡大を契機に発生する経済効果を極大化するためのキャッシュレス決済環境整備推進モデル

現状の課題

ゴールデンルート以外の地域では、インバウンドを中心とする観光客の消費が十分でなく、インバウンドが来訪するイメージもしにくいため小売・サービス業にキャッシュレス環境整備の動機づけが進まない。

## 民泊の拡大 (⇒ 宿泊コスト低減・長期滞在型旅行拡大)

### ① 来訪客の質・量両面にわたる変化

新たな客層の観光客

- ・若年層
- ・遠距離旅行者（都会在住者）
- ・インバウンド

### ② 滞在期間の長期化（来訪目的多様化）

長期滞在を前提とした旅行スタイル拡大

- ・スローライフ満喫型
- ・体験型旅行（コト消費）
- ・地域周遊型（地域の隠れた観光資源発掘）

① 来訪客の増加

×

② 滞在期間長期化

↓

観光客総滞在日数拡大

### ③ 観光客のキャッシュレスニーズの高まり

キャッシュレスに慣れた

来訪客の増加

- 〔 若年層・都会在住者  
インバウンド 〕

現金持ち歩き回避

ニーズ

- 〔 ・滞在長期化  
・コト消費拡大 〕

### ④ 地域の消費動向の変化

<質の変化①>

観光客の日常消費※拡大

※飲食店(定食屋等)、スーパー、ドラッグストア、雑貨、食料品等

<質の変化②>

新たな観光消費※発生

※スポーツ・アクティビティ体験、文化・農業体験等

<量の変化>

従来の観光消費

※も拡大

※土産物屋等

### ⑤ 地域の小売・サービス業の意識変化

- ・消費取込を極大化する手段としてキャッシュレス導入に対する意欲向上
- ・観光と無関係と考えられた業種にも導入が拡大

### ⑥ 行政・地域DMO・観光協会による地域サポートが加速

- ・地域の消費活性化に資する施策としてキャッシュレス環境整備の重要度が高まる
- ・端末導入に係る補助金制度の検討 ・地域一体となった施策の検討

### ⑦ キャッシュレス推進サポート

[カード会社（行政と協働）]

- ・啓蒙活動（セミナー・説明会）
  - －多様なカード環境導入手段の紹介等
- ・好事例に関する情報発信
  - －カード導入による消費拡大事例の紹介
  - －アクセプタンスマーク表示の効果

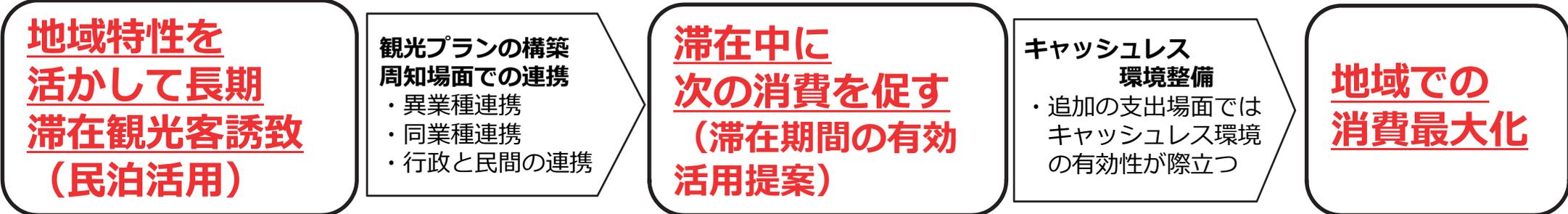
## キャッシュレス環境の整備・強化

民泊推進後の変化

# 浜松市におけるケーススタディ ①地域で消費の好循環を促す取組が効果的

- まずは浜松市の特性を活かした産業観光や体験観光で観光客誘致
- そこから次のコト消費やモノ消費に繋げる好循環を促し経済効果を最大化

## <地域での消費の好循環>



## 浜松市における行政関係者、サービス・小売業者へのヒアリング結果

項目	主な意見
地域特性を活かした長期滞在観光客誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 浜松に長期滞在を仕掛けるには、「浜名湖のマリンアクティビティ」「うなぎや餃子などの食」「武将を活用した体験」などが効果的（浜松商工会議所）。</li> <li>✓ 「たきや漁」「みかん狩り」などの体験プランは、インバウンドをはじめ観光客に訴求（浜松市）。</li> <li>✓ 浜松は産業都市であり、普段目にする事が出来ないような産業観光が体験できる（土産物屋）。</li> </ul>
滞在中に次の消費を促す取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 世界に名だたる産業の集積地であり、工業と農業の連携なども面白い（三ヶ日農協）。</li> <li>✓ 若年層は当初目的としていたこと以外は、現地で行動を決めることも多い（小売）。</li> <li>✓ 現在、浜松にちなんで家康をテーマとして飲食店間で連携してメニュー開発などを行っている（飲食店）。</li> </ul>

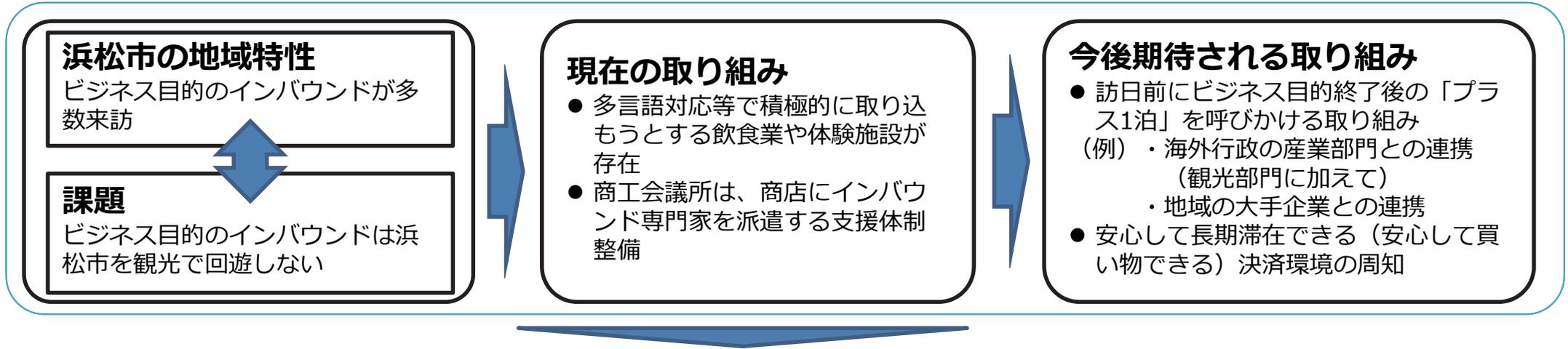
## 【参考】浜松市におけるコト消費事例（JTB総研作成）

分類	コト消費事例
スローライフ満喫型観光（自然満喫）	・サンセットクルージング ・ラグジュアリークルージング ・ほたる鑑賞
体験型観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牧場（アイスクリーム作り）</li> <li>・海釣り体験（バーベキュー）</li> <li>・たきや漁</li> <li>・乗馬体験</li> <li>・アユつかみ取り</li> <li>・潮干狩り</li> <li>・地引網体験</li> <li>・パラグライダー</li> <li>・ウエイクボード</li> <li>・三ヶ日みかん狩り</li> <li>・ぶどう狩り</li> </ul>
地域周遊型観光	・牡蠣小屋 ・エコツアー ・歴史文化満喫ツアー ・温泉入浴 ・産業観光

# 浜松市におけるケーススタディ ② 地域特性に応じたインバウンド対策

- 浜松市ではビジネス目的のインバウンドに対する「プラス1泊」の推進が効果的

## 浜松市でのケーススタディ



## 地域特性に応じた対策

それぞれの地域特性に応じたインバウンド対策が地域の経済効果を高める。「プラス1泊」の取組は、訪日目的を問わずインバウンド観光客の消費拡大に効果的。

## 浜松市における行政関係者、サービス・小売業者へのヒアリング結果

項目	主な意見
地域特性・課題	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ビジネスを目的としたインバウンドは多い。商談目的の来訪者もいるが、研修生の数が多い(浜松市)。</li><li>✓ インドなどからもビジネス目的のインバウンドが来訪しているが、現在はビジネス後に浜松に留まり観光することは少ない。地域を回遊する仕組みを整えると地域にとって効果が高い(観光コンベンションビューロー)</li><li>✓ 浜松はビジネス目的のインバウンドが多く、そういった方が地域に留まるような取り組みは面白い(小売業)。</li></ul>
現在の取り組み 今後期待される取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ビジネスで浜松に来訪しているインバウンドがマリンスポーツを体験しに浜名湖に来ている(マリンスポーツ体験サービス)。</li><li>✓ インバウンド研修生に対して休日の過ごし方として観光を勧めていきたい(浜松市)。</li><li>✓ ビジネス目的のインバウンドに観光目線を持ってもらい地域滞在時間を増やす取り組みは効果的(観光コンベンションビューロー)</li><li>✓ 比較的空きがある休日に、インバウンドの取込を浜名観光圏と連携して推進中(漁協)。</li></ul>

## 8. 地域の状況に合わせたキャッシュレス推進事例（1）

自治体等	内容
1 福井県および市町	「小規模事業者キャッシュレス決済推進事業」 ✓ 福井国体や北陸新幹線延伸により、県外や海外から観光客の増加が見込まれる。2018年夏には交通系ICカード「ICOCA」が北陸新幹線の福井県内区間でも導入される。 ✓ 1事業者につき最大8万円（補助率：県1/3以内、市町1/3以内）
2 株式会社まちづくり飛騨 （岐阜県高山市）	「電子決済端末普及促進補助制度」 ✓ 1事業者につき最大5万円（補助率：全額） ✓ <u>平成27年度、本補助制度を活用して新たにクレジットカード決済を導入したのは14店舗。</u>
3 佐賀市観光協会 （佐賀県佐賀市）	「佐賀市電子決済普及促進地域活性化事業」 ✓ 端末1台につき最大5万円。ただし、複数台購入する場合は購入台数に5万円を乗じた額とし、1事業者20万円を上限とする。（補助率：2 / 3 以内）
4 長野県野沢温泉商工会 （長野県下高井郡野沢温泉村）	「モバイル決済セミナー」 ✓ 2013年に長野県、野沢温泉商工会が中心となりモバイル決済セミナーを実施。 ✓ インバウンドのスキー客が多く訪れる同エリアで、セミナー後に導入店舗が増加し、 <u>わずか4カ月間で65百万円の決済が発生。</u>
5 大洗町商工会 （茨城県東茨城県大洗町）	✓ 人気アニメ「ガールズ&パンツァー」の舞台として有名な茨城県大洗町。アニメとのコラボレーションしたクレジットカードが新規発行されるのにあわせ、地域での祭りの際に商店街でのスタンプラリーを開催。あわせて商工会に加盟している地元店舗に対してクレジットカード決済システムの提供を推進。 <u>取り組み開始後3カ月で20店舗程度に導入。</u>

## 8. 地域の状況に合わせたキャッシュレス推進事例（2）

自治体等	内容
6 田辺市熊野ツーリズム ビューロー （和歌山県田辺市）	「KUMANO TRAVEL」 ✓ 独自に開発したインターネット予約システム。小規模な旅館が多い熊野地域では、予約や決済を個々の旅館で行うのが困難であるため、田辺市熊野ツーリズムビューローが代行して手続きを行うもの。
7 ぬまづみなと商店街協同組合 （静岡県沼津市）	「商店街まちづくり事業」を活用したインフラ整備。 ✓ 補助金「商店街まちづくり事業（中企庁平成25年）」を活用して、最先端の決済インフラを36店舗に導入。 ✓ 補助金は事業費の3分の2を上限に給付され、本件では1台当たりの導入単価は15万円程度に抑制。
8 長崎浜んまち商店街 振興組合連合会 （長崎県長崎市）	「クレジット包括決済事業」 ✓ 2002年にクレジット包括決済事業を開始。 ✓ 補助金「商店街まちづくり事業（中企庁平成25年）」を活用してカード決済端末整備。（端末置き換え約200台）
9 広島シティカード協同組合 （広島県広島市）	「広島シティカード」 ✓ 中振連の商店街に加盟すると、クレジット決済端末（クレジットカード・デビットカード・銀聯カード・電子マネー対応）の貸出が無料。 ✓ シティカードがクレジット会社と提携しており、安い手数料率。 ✓ 補助金「商店街まちづくり事業（中企庁平成25年）」を活用してカード決済端末整備。（端末置き換え約180台）
10 衣笠商店街 （神奈川県横須賀市）	「衣笠商店街プレミアム商品券」発行と決済端末の導入。 ✓ 20%上乘せのカード型プレミアム商品券を発行。カード読み取りのクラウド型マルチ決済システムを利用可能店舗に導入。 ✓ 平成26年度補正「地方創生交付金」採択案件。 ✓ 商品券利用に参加したのは52店舗。そのうち4割が売上増加を実感。

## 9. キャッシュレス決済環境整備に向けた4つの提案（1）

- キャッシュレス決済環境整備は、地方公共団体・地域DMO・観光協会・地域経済団体・地域カード会社がそれぞれの役割で推進活動を展開することが重要

### <施策1> 【主体：地方自治体（地域経済団体）・地域DMO・地域カード会社】

#### 民泊による地域おこしの実現に向けた広範な小売・サービス業者をターゲットとした キャッシュレス推進施策の立案

- 長期滞在型観光客は、今までの観光消費に加え、体験型や地域周遊型などの新しい観光消費や地域での日常消費を行うため、地域での消費場面は従来の観光産業に留まらない。
- インバウンドや若年層に代表される来訪者の変化からも、消費の質・量の変化を確実に取り込むにはキャッシュレス環境整備が重要。クレジットカード決済の購入単価は現金決済に比べて1.7倍という調査結果もあり、キャッシュレス環境整備で民泊拡大による地域消費額取込を極大化することも重要な検討課題。
- 従来の観光産業以外にもキャッシュレス環境整備が有効な業種が広がるため、本書を参考に、各地域の現状と起こり得る変化とのギャップを認識の上、補助金制度の整備を含めた施策を展開することで、キャッシュレス決済環境導入の機運を高めていくことが重要。

### <施策2> 【主体：地方自治体（経済団体）・地域カード会社】

#### キャッシュレス推進に関するコンテンツを組み入れた民泊を契機とした地域経済活性化 セミナーの開催

- 今回の調査でモデル地域とした浜松市の小売・サービス業者にヒアリングしたところ、キャッシュレス環境整備のためには、来訪客の増加による売上拡大の可能性について具体的な根拠を示しつつアプローチすることが効果的だという声が多数。
- キャッシュレス導入に関心を持たない小売・サービス業者へのアプローチのために、民泊を契機とした地域経済活性化セミナー等を行政等が主催し、地域カード会社との協働により、そのプログラムの中にキャッシュレス推進に関するコンテンツを組み入れ、自社の売上拡大に直結する筋道を実感してもらうことが効果的。

## 9. キャッシュレス決済環境整備に向けた4つの提案（2）

### ＜施策3＞ 【主体：地方自治体・地域DMO・地域カード会社】

#### インバウンド来訪客に対して滞在地域のキャッシュレス環境をアピールするなどした「プラス1泊」推進

- ビジネス目的・観光目的のインバウンドに、滞在地域において「プラス1泊」を働きかけることは地域経済にとって効果的な取組。
- 訪日前に、滞在する地域の観光情報とともにキャッシュレス環境整備状況を周知できれば、訪日外国人に対して安心して長期滞在できる環境であるアピールが可能。地方自治体の行う訪日プロモーションにおいても、キャッシュレス環境整備状況の周知を含めることが効果的。
- 地域では、アクセプタンスマークの表示により安心して消費できる環境をアピール。例えば、地域で同一のマークを分かりやすい個所に表示する取組を、地域カード会社が主体となって推進することなどが効果的。



訪日外国人向けクレジットカード利用促進  
POP・ステッカー（日本クレジット協会提供）

### ＜施策4＞ 【主体：地方自治体・地域カード会社】

#### 民泊代金のクレジット決済拡大等を展望した民泊・キャッシュレス推進を実現する 企業・業界との協業

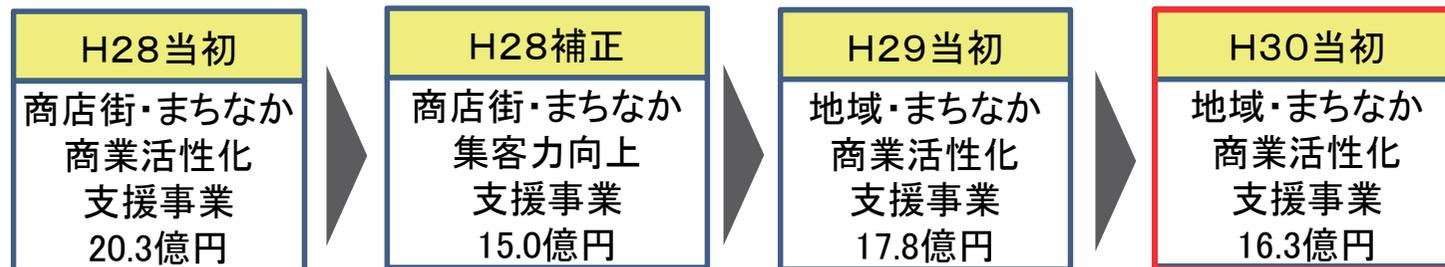
- 現在、民泊事業者が運営する予約プラットフォームでは、宿泊施設の他に各種体験プランの申込も可能。地域で民泊を契機として長期滞在を促し、キャッシュレス消費の拡大を図るためには、民泊事業者との連携も効果的。民泊利用代金はその多くがクレジットによる事前決済であり、民泊利用者はその旅程の中でキャッシュレスを前提とした決済を行う可能性が高い。ECを利用したクレジット事前決済も含め、地域での消費を最大化する施策について、行政、地域カード会社、民泊事業者の三者による協業を検討。
- 民泊の分野でシンボリックな企業との協業実現で、プレス効果で地域でのキャッシュレス推進機運の高まりも期待。

# 【参考】キャッシュレス決済環境整備に向けたカード業界からの提案事例

## 1. 補助金制度活用の提案

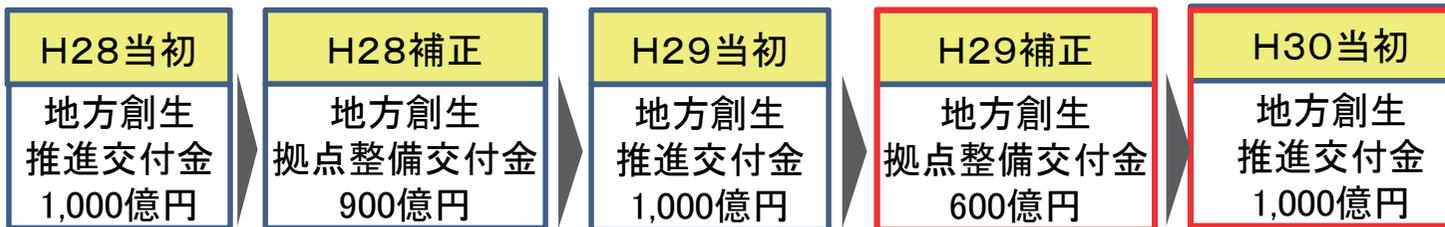
### (1) 経済産業省・中小企業庁予算～地域・まちなか商業活性化支援事業

- 経産省・中企庁予算において、観光地や商店街におけるクレジットカードの利用環境整備に活用可能な補助金が計上



### (2) 内閣府予算～地方創生推進交付金

- 平成26年度補正予算より平成30年度予算まで切れ目ない支援を展開



**地域・まちなか商業活性化支援事業**  
平成30年度予算案額 16.3億円 (17.8億円)

**事業の内容**

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1)コンパクトシティに取り組み開始する地域における、波及効果の高い民地プロジェクト等(複合商業施設等の整備)。(2)商店街が実施する修繕・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組を支援します。
- また、(3)全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に関する費用を補助します。

**事業イメージ**

- (1) <中心市街地> 複合施設支援 (商業施設併設型)
  - <観光・インバウンド> <都市機能複合整備> <周辺にない施設整備>
- (2) <商店街> 修繕・規模・ステージに合わせた取組支援
  - 商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。
- (3) 全国商店街振興組合連合会支援事業
  - 商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。

**成果目標**

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指す。
- 各事業においては、来客数の増加や売上増加等を目指します。

**条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

- (1) 補助 (2) 補助 (3) 補助 (4) 補助

平成30年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金	1,000億円
○ 地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金より支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。 (対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング(日本版DMO等)、商店街活性化、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等	
○ 交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提に、地域再生法に基づく法律補填の地方創生推進交付金により、毎年度にわたって、継続的かつ安定的に支援。	
② 地方大学・地域産業創生事業	100億円
○ 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム(地方公共団体、地方大学、産業界等で構成)を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。	
○ 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援(原則5年間)。	
○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年検証し、PDCAサイクルを実施。	
③ 総合戦略等を踏まえた個別施策 (①の交付金を除く)	6,777億円
○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。	
i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	2,041億円
ii) 地方への新しいひとの流れをつくる(この交付金を含む)	611億円
iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかええる	1,878億円
iv) 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	2,247億円
④ まち・ひと・しごと創生事業費(地方財政計画)	1兆円
○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画の編出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を計上。	
○ 少なくとも総合戦略の期間である平成31年度までは継続し、1兆円程度の額を維持。	
⑤ 社会保障の充実	1兆67億円
○ 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。	

## 2. 条件に応じたキャッシュレス端末の提案



# 本提案書の有効な活用方法

- 効果的な提案ができるよう、本提案書の訴求ポイントを対象ごとに整理した。

対象	現在の課題	本提案書の訴求ポイント	該当ページ
行政	インバウンドは来訪しているが消費を取り込めていない	【キャッシュレス決済ニーズ】 インバウンドの自国での高いキャッシュレス決済比率	P8
	決済環境の導入補助の効果が見えにくい	【キャッシュレス推進事例】 全国で展開されている効果的な補助事例	P13~14
地域DMO・観光協会	通過型の観光地で経済的恩恵を享受できない	【民泊の活用】 民泊を活用した長期滞在型観光への高い関心	P5~6
		【地域での消費好循環】 滞在中に次の消費を促す取り組みの有効性	P11
		【インバウンドにプラス1泊の取り組み】 地域特性に応じたインバウンド対策	P12
地域経済団体 (商工会議所 ・商工会)	事業者の決済環境導入への阻害要因がコスト面のハードル	【売上増加】 クレジットカードによる購買単価は現金の1.6~1.7倍	P9
	観光事業者以外は決済環境整備に無関心	【観光客の消費が変化】 長期滞在型観光で観光客の消費は広範に波及	P7

本提案書は、地域の状況等に応じて適宜加工してご利用願いたい